

衣服の中に隠された古文書

——袴（かみしも）裏張文書をめぐって——

白水 智

〈目次〉はじめに

- 一、どのような文書がどのように貼られていたか——張り込みの状態と文書の形態——
- (1) 肩衣の文書
- (2) 袴の文書
- 二、剥離文書の内容はどのようなものか
- (1) 肩衣の文書
- (2) 袴の文書
- 三、文書はいつ張り込まれたのか
- (1) 描き直された家紋
- (2) 仕立て直しの時期はいつか
- 四、袴をめぐる時代状況——むすびにかえて——

はじめに

一九九五年のことである。ある大学の講義で、襖の下張（ふすまのしたばり）などの廃棄された古文書について話をしたことがあった。襖の下張とは、襖の内部に厚みと弾力性をもたせるために張り込まれた大量の紙のことである。人目に触れるわけでもなく、単にモノとしての紙であれば用が足りる下張紙には、通常、使い古しの反故紙が用いられる。無関係の人には単なるゴミとしか目に映らないこの下張紙も、こと歴史学を仕事とする者からすれば捨ててはおけない大切な史料である。それというのも、普通の古文書には書き残されないようなさまざまな史実が書かれていることがあるからである。すなわち下張文書は、権利書や証文のように持ち主が大切に保管する必要を感じない、いわば廃棄物として扱われた古文書であり、本来はこの世からとうに消えていたはずの史料なのである。

このような話をした講義のあと、出席していた社会人学生の方から、家に古い袴があつて裏に墨書のある紙が貼つてあつたようだとのお話を聞いた。袴といえば、時代劇などで武士が正装として着用している、あの肩のつっぱった衣装が思い浮かぶ。現在でも伝統的祭事に際しては着用されることもある。その衣装のどこにどのように紙を使っているのであろうか。話だけではわからないので翌週持参していただいたところ、襟の裏側などにたしかに近世文書らしきものが張り込んであるのが確認できる。そこで所蔵者の学生と相談し、この裏張文書について調査を行うことにした。そして結果的に、二回にわたって解体・剥離作業を実施することになったのである。

ここ十年ほどの間に、本来ならば廃棄される運命にあつた古文書、すなわち「所蔵者がすでに文書としての利用・保存の価値を認めず、廃棄する意志をもっていた文書」への関心が高まりつつある。これら「廃棄文書」

にもさまざまな種類がある。早くから注目されていたのは紙背文書、つまり元の文書を新たな文書の料紙として使うべく、裏返して用いた場合である。しかし、それとは異なり、本来の文書をモノを書く紙としてではなく、全く別の用途に転用して再利用するケースもある。障子の穴ふさぎとして古文書を利用してあるケースや、壁塗りの下地として古紙を貼る例などがそれにあたるが、何といってもその代表的な例は、襖や屏風などの下張（裏張）文書である。近年の見かけだけの襖は別として、古い襖には構造の基本をなす木組みの骨格と表面の化粧紙との間に、たいはい多量の古紙を張り込んである。屏風や衝立や額にも同様の張り込みがみられる。

これら下張文書についてはすでにいくつもの事例報告や研究が出されている。代表的なものでは、京都大徳寺の塔頭徳禅寺から見出された古代・中世の文書を紹介された田良島哲氏の報告や、広島藩関係の文書を屏風の中から見出された松井輝昭氏の報告がある⁽²⁾。また奥能登輪島市で発見された廃棄文書をもとに近世蝦夷・樺太などとの廻船交易を研究された泉雅博氏の例や、茨城県牛久市での襖下張文書の整理に関して具体的な提言をされている神山智徳氏・新井勉氏・大関久美子氏などの報告がある⁽⁴⁾。

さて、ここで私が報告したいのは、これまでの研究でほとんど取り上げられることのないなかつた衣裳の裏張としての古文書である。襖や屏風等に比べればごくわずかな紙片が見出されるにすぎず、この程度の断簡は古書籍の表紙補修や障子の穴ふさぎにも見られ、あえて取り上げる価値はないとの批判もあろう。ただ、上記の多くの報告の中にも衣裳の裏張文書に触れたものはない。そこで文書が見つかったいきさつと古文書の内容、さらに文書が裱に張り込まれた時代・地域の背景について多少の分析を加え、このわずかな断簡からいつたいどの程度の情報が引き出せるのか、一つの事例として提示する意味からここに若干の報告をしたいと思う⁽⁵⁾。

一、どのような文書がどのように貼られていたか——張り込みの状態と文書の形態——

袴は上下とも書き、文字通り上（肩衣）と下（袴）とからなる。第一回目（一九九五年一月二八日）の作業では、袴の方には古文書の張り込みが見つからなかったため、肩衣の解体・剥離を行った。その後、袴の中にも古文書のあることがわかり、第二回（一九九七年二月一六日）として再び袴の解体・剥離を実施した。これらの作業に際しては、古文書補修設備のある神奈川大学日本常民文化研究所の一室をお借りし、きつかけとなった講義の受講者のうちから募った見学者希望者と、神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科大学院生の有志とともに、ビデオテープとカラーフィルムで状況を記録しながら作業を進めた。

(1) 肩衣の文書

まず縫いつけてある糸をはさみで切るなどし、さらに霧吹きで水をたっぷりとかけて、そぐい続飯（飯つぶをつぶして練った糊）で固く貼りつけてある古文書をゆつくりと剥がしていった。すると、背の上部と襟から、型くずれや皺を防ぐための芯材または補強材として張り込まれた古文書があらわれた（写真1・2、図1）。

まず背上部の文書であるが（史料1・2）、これは墨書の配置と内容から横帳の断簡と考えられ、それを半月型に切断してあった。文書は糊のみで布地に貼りつけられていたため、たっぷり水をかけて浸透を待ち、ゆつくりと布から剥がした。この文書は複数枚の料紙が貼り合わされて厚みのある一枚の紙に仕立てられていることが、下に透けた文字から見て取れた。調べると、四枚の紙が貼り合わされていることが判明した。次いでこれを一枚ずつに剥離する作業にとりかかった。すると二枚まではすぐに剥がすことができたが、三枚目と四枚目が剥がれにくい。しかし、この二枚には文字が全く書かれておらず、白紙であることが確認できたので、無

写真1 背上部の張り込み状態

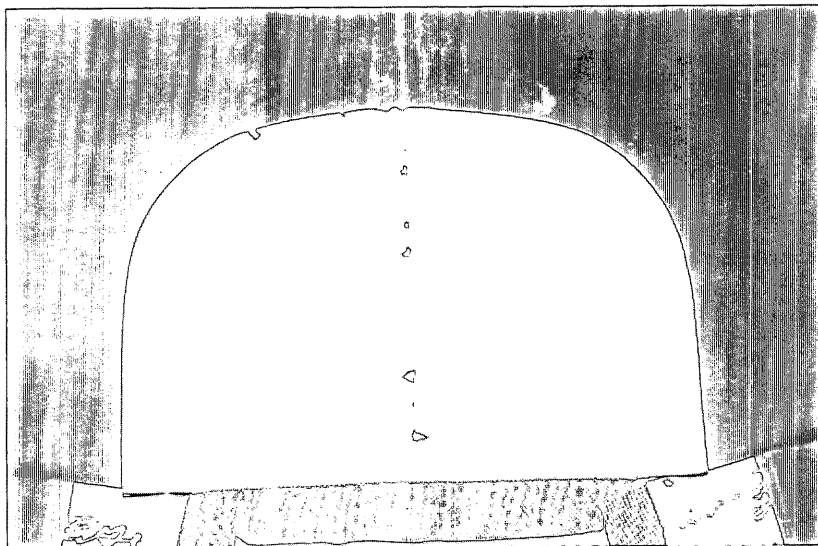


写真2 襟の張り込み状態

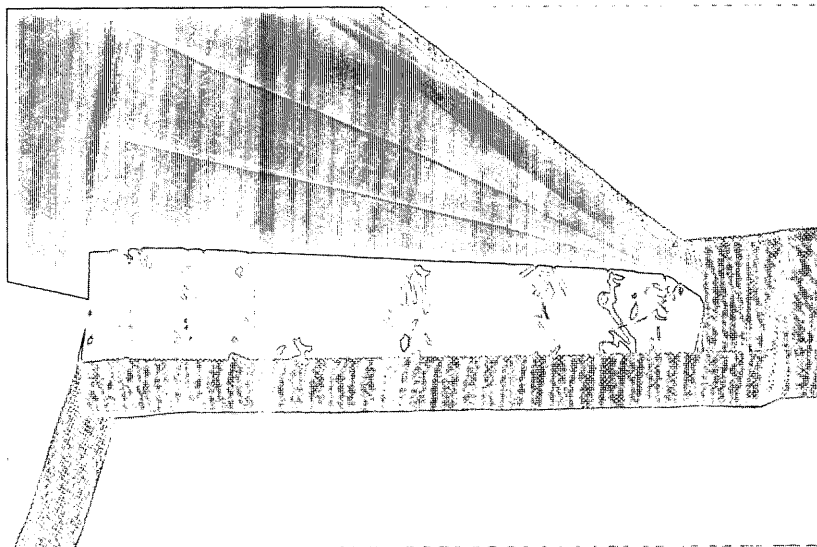
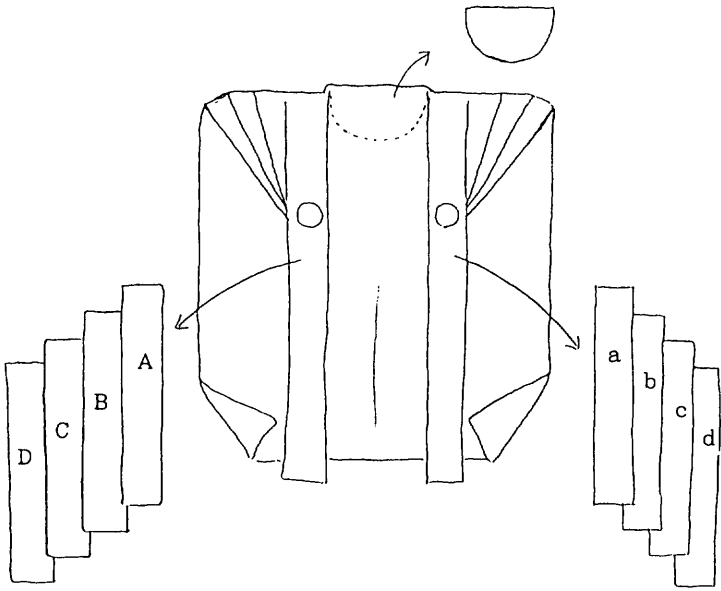


図1 肩衣からの文書発見状況



Aとa, Bとb, Cとc, Dとd
は文字が接続する.

理に剥離せず、そのままに残すことにした。

次に、左右の襟からは細長い短冊型の紙片を見出した（史料3 a & d）。左右ともサイズはほぼ同じである。紙片は文字の書かれた側を裏向きにして張り込まれており、背上部のものと同様に各々四枚ずつの紙片を貼り合わせてあった。重なった紙片を一枚ずつに剥がしてみると、左右の襟の文書の文字が接続することが判明した。すなわち、両襟の一番上の紙どうし、上から二枚目の紙どうし…という具合につながるのである。

なお、剥がした文書は、裏から新しい和紙を台紙のような形で貼りつけて補強し、また両襟の文書は左右の文字を接続させた形のまま仕上げた。このようにして作業は終了したが、予想していたとはいえ、出てきたのは全く細切れの断簡文書ばかりであった。

(2) 袴の文書

次に、当初古文書の張り込みはないとみていた袴であるが、肩衣の解体より後になって、腰板の部分に文書が残存していることがわかり（写真3）、こちらについても剥離作業を行った（図2）。

見つけたのは、

- ① 腰板の両端を留めている三角形の布の内張としての文書（二枚）。この二枚はつながって文書冒頭の部分をなしている
 - ② 腰板の端に置かれた紙縫こよりの文書
 - ③ 腰板を包む文書
 - ④ 腰板の形に沿って貼り付けられた文書
 - ⑤ 腰板に貼られた紙片断片（「座光寺」の文字が見える）
- の五点である。このほか、腰板そのものにも墨書があった。

写真3 袴の張り込み状態

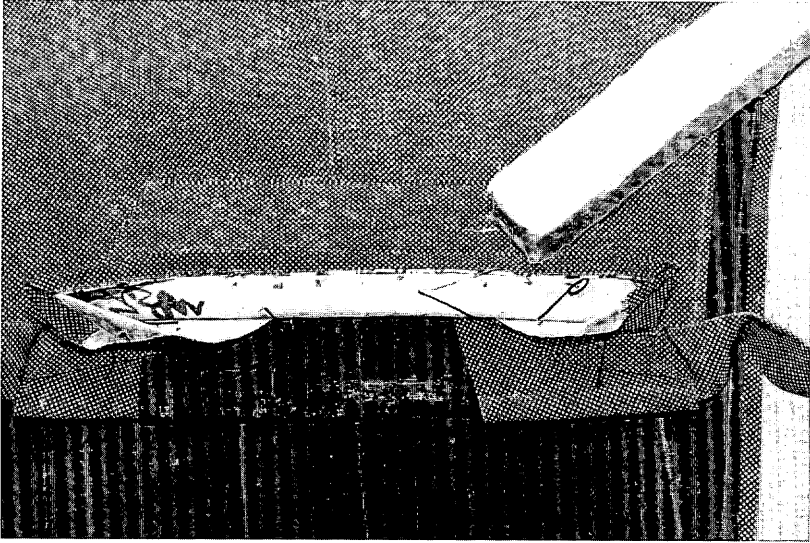
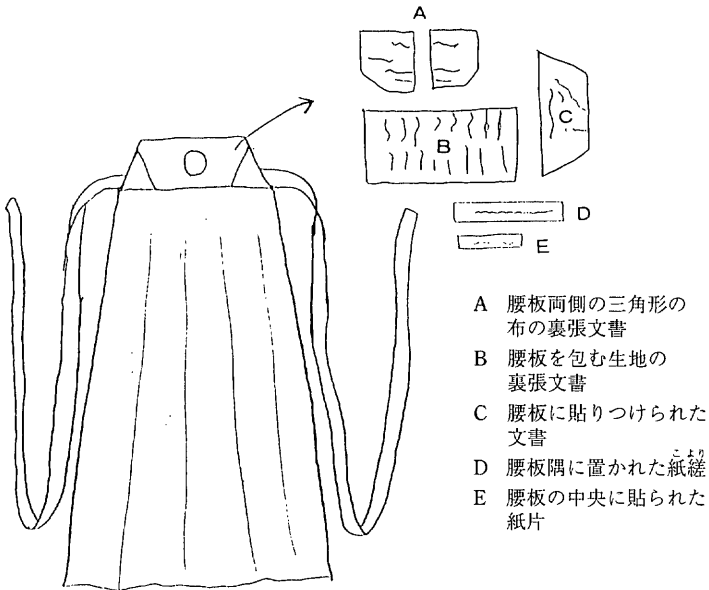


図2 袴からの文書発見状況



二、剥離文書の内容はどのようなものか

(1) 肩衣の文書

① 背上部：紙片には「下黒田村」「田切村」の地名が見える（史料1・2）。袴所蔵者の出身は長野県の飯田市とのことで、その付近の地名を探すと、近隣の飯島町・上郷町に両地名があった。地名辞典によれば、下黒田村は近世を通じて飯田藩領、田切村は天保一四年（一八四三）から弘化三年（一八四六）までの間、四分の三が飯田藩領とある。形態から見て、これらは両村で作成された横帳の表紙下部とみられる。

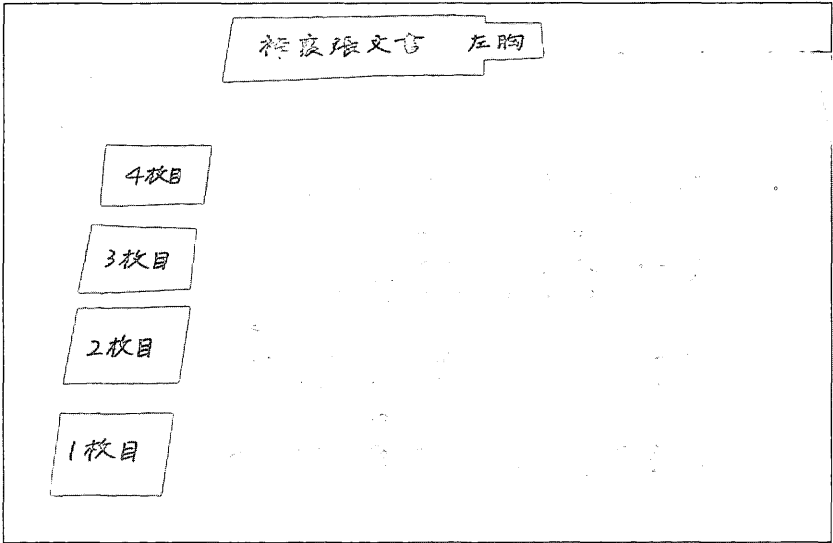
② 襟：（史料3 a \ d・左右襟接合済み）。前述のとおり、襟からは豎紙の半分程度にあたる断簡が四枚分発見されたが、（写真4）からわかるように、いずれも各行の上部しか判明せず、文章としては切れ切れの状態であくつながらない。文字や書式の共通性からすると同一の文書である可能性は高いが、年代についても地域についても直接の記載はなく、基本的なことからすら容易に知りえないのである。そこで、まずはどのような性格の文書かを史料中の文言を手がかりに探ってみることにした。

一見して特徴的なのは、「殿様」「御姫様」などいずれかの藩主の一家にかかわる記述が多く見えることであり、また「葉種代」「饞別」「飛脚之ち（んか）」をはじめとして金額の記述や「相払」「渡切」など金銭の支出にかかわる文言が頻出することである。どうやらこの文書は、いずれかの藩主の家に關する私的な支出を取り扱う部署で作成されたものではないかと推測された。その点で注目すべきは、文中に「御納戸」という文字が二箇所見えることである。試みに「納戸方」を辞典で引いてみると、「江戸幕府の職名。将軍手もとの金銀・衣服・調度を管理・出納し、諸大名・旗本らからの献上金銀・諸物、諸大名・旗本らに賜与する金銀・衣服な

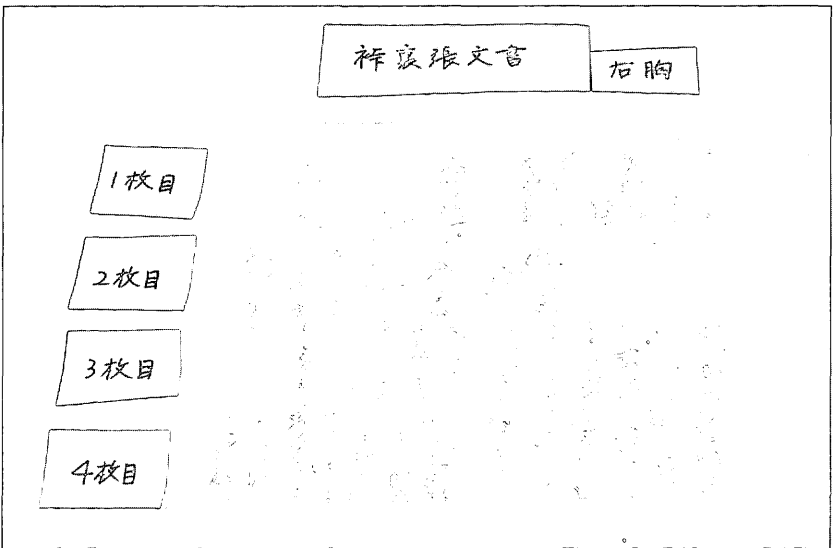
どのことを取り扱った」とある。⁽⁷⁾要するに將軍家の家としての財務を担当する組織ということである。ただ、この文書に記されたのが將軍家の納戸方に関する記述とは考えにくい。幕府以外でも諸藩の内部に「納戸方」と称する部署はあつたようで、その場合は將軍が藩主に置き代わり、藩主の家の財務担当を意味することになる。とすれば、本文書の内容は、まさにこうした納戸方の職掌にびたりと一致することになる。本文書は豎帳形態であることや、差出・宛名等がそのままの形で引用記載されていることからすると、納戸方の業務を御留のような形で記した史料の断簡と推定することができよう。

次に問題となるのは、この史料がいったいどの、いつごろの時期のものか、という点である。とはいへ、わずかな断簡のみからこの疑問を解くのは相当難しいのではないかと感じていた。手がかりは二つしかない。一つは袴の所蔵者からの情報で、ご先祖は長野県伊那地方の出身だということであり、もう一つは史料中に見える数人の人名である。私は長野県に的を絞り、刊行されている県史を調べ始めた。しかし、すぐに厄介なこととぶつかってしまった。『長野県史』は地域と領主別に編成されているのであるが、伊那地方には、江戸時代天領のほか二つの支配勢力——飯田藩・高遠藩——があり、そのうちのどれかがまずわからないのである。仕方なく図書館で片っ端から史料編を繰っていく作業を続けた。ただ、本の頁をめくりながら考えたのは、断簡文書にたまたま出ていたわずかな数人の名が、史料の厳しい取捨選択を経た自治体史に載っている可能性はかなり低いということである。それも歴史上の著名人ならまだしも、ありふれたどこかの藩の役人にすぎない人名である。絶望的な気分で見つめっていると、陽も傾いたころ、突然見覚えのある名前が目に入った。断簡の(史料3b 傍線白水)に並ぶ杉本左次馬ら四人の人名のうちの三名である。即ち、『長野県史 近世史料編 第4巻(二)』に掲載の「一四号文書(自安永八年十月至天明七年十一月 御仕送人仲間上納金等控帳)」の中に、杉本左次馬・滝田彦左衛門・赤川武兵衛の三人の名が発見されたのである。しかも、前述した「納戸方」に直接かかわる史料であつた。

写真4 接合前の襟文書



左胸



右胸

【二一四号文書】

「安永九子年天明六年迄

又寛政五年迄之分共

御仕送仲間上納金_并御返済控帳

森本甚三郎

信弥(花押)

寛政六年御仕送役御免、悴甚三郎_江只今迄相勤来候通被仰付候、委細ハ御用達覚帳_ニ有之、安永九_子年より寛政四_丑年迄十四年之間勘定帳安永八年_亥十月十四日御用達 御会所_江被 召出、惣御役人様・町在御支配御役人中御例座_ニ、御奉行水

野清左衛門様より

其方共申渡

御納戸方御不勝手_ニ付段々御省略被成、今度御仕送被 仰付候間、乍太義出情相勤可申候、委細_著御元_メ方より可承旨被 仰出候、其後御元_メ御月番杉本左次馬様より

御元方より申渡書

桜井藤次郎

野原文四郎

森本甚三郎

木下清次郎

福島金左衛門

福沢弥平次

只今從郡方申渡有之候通、御勝手向甚御難渋^三、諸向稠敷御儉約被^二、仰付、御納戸向迄も格段御省略御取約被成候得共、無御扱不時御入用、且又米直段違等^二御不足金之程無御心元思召候、依之此度其方共御仕送被^一、仰付候、御積帳得与致承知御不足金申談可御間合候、然上^著御物成可被成御渡処、当亥御物成残も有之送^二も可罷成候得^著、御物成之義ハ毎年御元方^二取賄、右御不足金差出候分老割式分之利足を加へ、其年限り元利無相違可被成御返済候、申談御手支無之様致出情乍太義可相勤候、

天明^二寅^年御元^メ方御年番 赤川武兵衛様

御仕送方 野原文四郎

(中略)

天明^三卯^年町方御仕送類焼^二付被^一、仰付かたく、在方三人^二当年御勝手向相勤候様被^一、仰付、無扱御請申上ル、

御元^メ方 滝田彦左衛門様

御仕送方 木下清次郎

(中略)

天明^四辰^年御元^メ方御年番 杉本左次馬様

御仕送り方 福沢弥平治

(下略)

結果的に、三人の名が見出された本文書は飯田藩にかかわるものであった。右の文書によれば、財政が逼迫した飯田藩では、「御納戸向迄も格段御省略」、つまり藩の公的財政のみならず藩主家の私的支出までが不足する状態に陥っていた。そこで安永から寛政の時期にかけて、藩内の商人に「御仕送」と称して金銭の援助（上納）を申しつけることになったのである。上納額は年により異なるが、数百両から多いときには二千両を越えていた。貸付利息は一割二分で、年内に元利ともに返済することになっており、秋の年貢納期に米に換算して返すなどしていたが、返済が翌年に持ち越されることもあったようである。「御仕送」金の受け取りにあたっては、藩側に年番の（年ごとに交替する）「御元メ方」役人がおり、受け取りの窓口となっていた。この中に右の三人の名が見られるのである。文書によれば、天明二年（一七八二）から同四年（一七八四）にかけて、この三人が納戸方に所属していたことが確認される。従って、断簡文書は杉本ら三人が御納戸方に属していた天明頃の内容を記した史料であることがわかってきたのである。

ちなみに、史料3a中には薬種にかかわる記載の中に「山名玄隆」という名が見えるが、この人物は名前や職務から考えると、藩主家を見る藩医の一人であった可能性が高い。幕末安政五年（一八五八）の「堀親義家中分限帳」⁽⁸⁾には「山名玄泉」「山名玄哨」という同族と思われる家臣の名が見られるうえに、『下伊那医業史』⁽⁹⁾が、明治初年の飯田の医家の一として馬場町の「山名玄脩」を挙げており、同族の可能性が高いからである。

(2) 袴の文書

袴に張り込まれていた文書は、いずれも呉服屋・仕立屋関係の商業文書と見られ、肩衣から発見された文書との関連はない（写真5）。

① 腰板両端の三角形の布の裏張文書：「おはへ」で始まる文書冒頭の断簡で、日付・金額・「御仕立物」等の文字が見え、呉服仕立て関係の商業文書と見られる（史料4）。

写真5 袴裏張文書の剥離作業風景

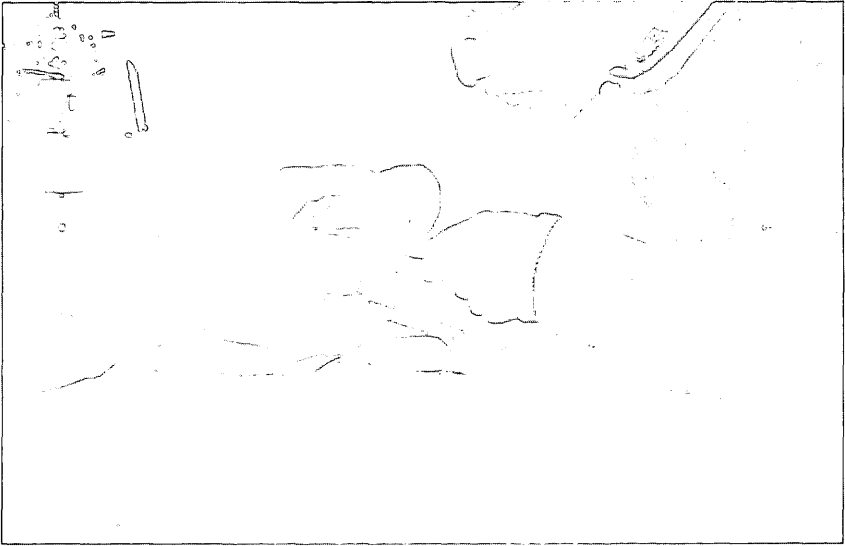
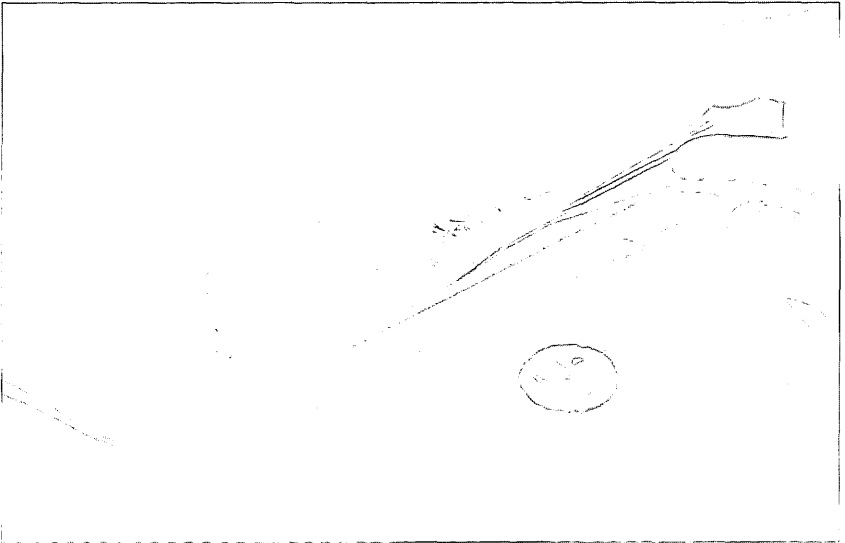


写真6 ^{こより}紙縫文書



② 腰板隅に置かれた紙縫こじより…この紙縫は、布地をきつい折り目から保護するために、木板に巻きつける角の部分に置いたものと思われるが、これを解いてみると、「霜月十四日」の月日と、丸に「干」と書かれた店の符丁のようなものが書かれているのが見つかった(写真6・史料5)。月日は袴を仕立てた日付かとも思われる(後述)。

③ 腰板を包む長方形の文書…紙背にも墨書が見られる。片面は何かの分量が「升」単位で日ごとに書かれた覚のようなもの(米であれば納米日記?)で、裏面には「明治五申年十一月六日仕立 第一百九ばん 市瀬榎源店」と書き入れがある。分量の記載してある側は文字が途中で切断されているのに対し、明治五年の日付のある側は文字が紙片に収まるように書かれており、紙を切断後に書いたものと考えられる。従って、前者が表、後者が紙背ということになる(史料6 a b、a・bは紙の両面)。

④ 腰板の片面に板の形に合わせて貼りつけられた文書…羽織の仕立等にかかわる墨書が、さまざまなかきで残されている(史料7)。

⑤ 腰板に貼られた小紙片…腰板には「座光寺」とのみ記された小紙片が板の中央付近に貼られている(史料8)。飯田の近隣に旧座光寺村があり、その地名かと思われる。

⑥ 腰板の墨書…腰板自体にも墨書があり、片面に「手習雙紙 天保十五年辰正月二日」と書かれている(史料9)。これはもともと墨書のある板を切ったのか、切断後の板に書いたのかははっきりしない。

三、文書はいつ張り込まれたのか

以上のように、裏張文書は近世後半から明治初期にかかるものであったが、次に考えたいのは、これらの文書は一体いつ袴に張り込まれたのか、そしてなぜこの袴に張り込まれることになったのかという点である。

(1) 描き直された家紋

まず袴そのものに関して注目しなければならぬのは、家紋が描き直されているということである。これも袴を解体し、布地の裏面から見てわかったことであるが、家紋が「三つ巴」から「抱き茗荷」に直されているのである（写真？）。所蔵者の家の紋は抱き茗荷と聞いているので、持ち主が別の家から現在の所蔵者の家に移った際に描き直されたことがわかる。紋を直すには、それが描かれている肩衣の襟や袴の腰板の部分を解かなければならない。とすれば、見つかった裏張文書が張り込まれたのも、その折りのことと考えられる。この仕立て直しはいつのことであろうか。

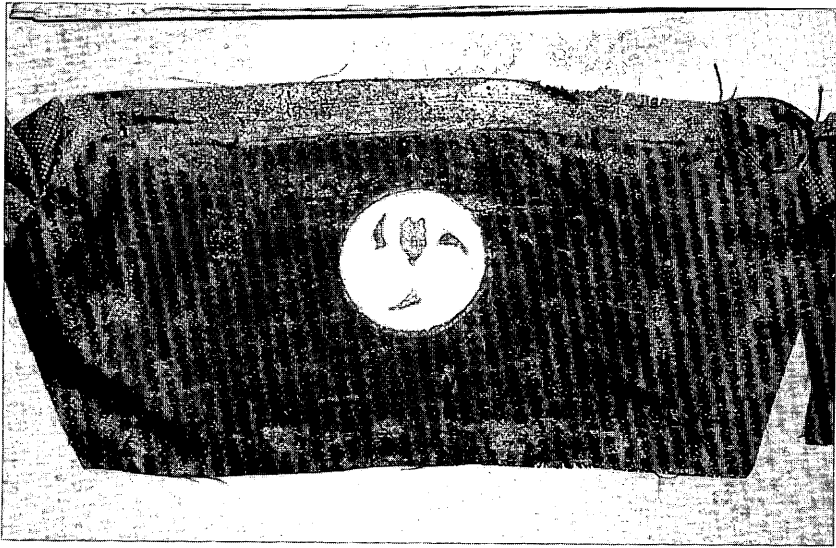
(2) 仕立て直しの時期はいつか

そこで手がかりになるのは、腰板を包んでいた文書である。前述のように、この文書は腰板包みにするため、適当な大きさに切られ、そのあとで、紙背に「明治五申年十一月六日仕立 第百十九ばん 市瀬 榎源店」と書かれたものと思われる。これは仕立て直しの時期を直接表すと同時に、仕立屋についての情報をも明らかにしているのではなからうか。しかし、残念ながらこれ以上のことは文書を眺めていてもわかりそうもない。

そこで、現地に向いて調査をすることにし、一九九七年七月一七日～一八日にかけて飯田市を訪ねた。そして市内で市瀬を屋号または名字とする古い仕立屋を辿ってみた。すると、町の中心部にある澤村屋という呉服屋に行き当たったのである。経営者の名字は市瀬で、店は享保一八年（一七三三）創業の老舗、享和三年（一八〇三）には現店舗の地へ移ってきたという。そして明治三五年（一九〇二）生まれの元店員木下敏夫氏を紹介され、お話をうかがうことができた（同年一〇月三日～一月一日にかけて再度調査実施¹¹⁾）。

木下氏からは、澤村屋は飯田周辺地域でも屈指の呉服屋で、明治から大正期には名古屋方面まで仕入れに行

写真7 描き直した家紋



き、手広く古着を扱っていたとの聞き取りを得た。また、周辺には市瀬を名乗る呉服屋は他になかったという。木下氏は腰板包の文書は職方へまわす伝票であろうといい、さらに「第百十九ばん」の書き入れに注目し、これは注文の都度伝票にふる通し番号を表し、一月で約一二〇点、つまり一ヶ月に一〇点以上の仕立注文を出すほどの呉服屋は、相当規模の大きい店であり、周辺では澤村屋以外ないと断言された。⁽¹²⁾

このように見ると、この袴は明治の初期に古着を扱っていた澤村屋で仕立て直して売ったものである可能性が高いといえる。そして明治五年一月がその仕立て直しの時期であると考えておそらくよいのではないだろうか。この点でもう一つ注意を引くのは、腰板とそれを覆う布地との間に置かれていた紙縫の文書である。紙縫には、「霜月十四日」の日付が書かれていた。発注後、実際に仕立て作業の行われたのがこの日だったのであるまいか。

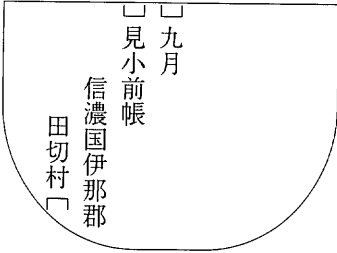
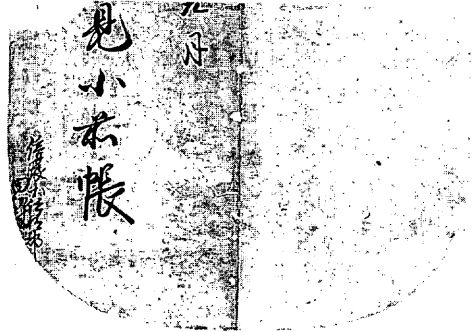
四、袴をめぐる時代状況——むすびにかえて——

江戸から明治への移行期、それまでの体制が崩壊し、信州では飯田藩が消滅した。その折に、多くの藩政関係の文書が古紙として流出し、さまざまに利用されたと考えられる。藩政の崩壊にかかわる古紙市場の存在も想定できる。袴の方の文書は、内容からみておそらく仕立屋か呉服屋の自家文書であろうが、肩衣両襟の文書は明らかに藩の内部文書であったし、肩衣背上部に貼りつけられた横帳も村から役所に提出されたものであった可能性がある。また、武家政権の崩壊にともない、袴自体も武士の家を離れることが多くあったであろう。大きな時代のうねりの中で、それまでなら流出するはずのない藩の文書が外部に回るようになり、袴もまた古着市場に流れた。そして、この袴に古文書が張り込まれたのであった。ここからいえるのは、わずかな断簡の裏張文書を通して、旧幕藩体制の崩壊とそれにもなう古紙の流出、古着商売の活発化という当時の社会の変遷が、一着の袴に象徴的に表現されているということである。

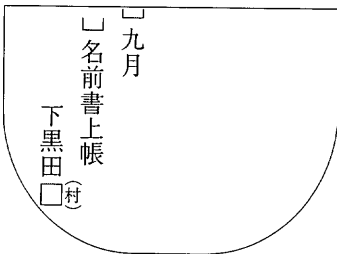
いまだ廃棄された文書への本格的関心、あるいは調査保存は緒にいたばかりといってもよからう。それらの中でも、まずは襖や屏風など大量の古文書をもつものが日の目をみる程度で、わずかな断簡に目が向けられることは少ない。まして衣装に隠された古文書などはほとんど知られず、関心も持たれないのが現状である。しかし、まったくの断簡から思わぬ発見がなされる可能性もある。今回はたまたま幸運が重なったこともあって、幾分かの調査をすることができた。その中から、時代状況とかかわる問題も浮き彫りになった。少なくとも、衣装の中という意外な場所に古文書が残されることがありうるという点は確認してよいだろう。

(現在、この裏張文書および袴は、神奈川大学日本常民文化研究所が所蔵している。)

【史料1】



【史料2】



【史料3 a】

相払候分金
 御納戸中被申
 前相払候間
 差下候尤
 有之候得者
 都合拾八両
 間合候様
 殿様御持有
 山名玄隆
 薬種代六
 御姫様御
 都合七両ト
 御便次第

相払候分金
 御納戸中被申
 前相払候間
 差下候尤
 有之候得者
 都合拾八両
 間合候様
 殿様御持有
 山名玄隆
 薬種代六
 御姫様御
 都合七両ト
 御便次第

【史料3 b】

九月十日
 杉本左次
 谷田部磯衛
 滝田彦左
 赤川武兵
 追而申入候
 其元御納
 申
 御飛脚之
 候ハ、其元御
 若殿様御

九月十日
 杉本左次
 谷田部磯衛
 滝田彦左
 赤川武兵
 追而申入候
 其元御納
 申
 御飛脚之
 候ハ、其元御
 若殿様御

【史料3c】

一 出在御所
 二 年御所
 三 御所
 四 御所
 五 御所
 六 御所
 七 御所
 八 御所
 九 御所
 十 御所

御在所^江御^暇□□
 二 付為御餞別□
 候之間右代□
 一 金貳兩貳分右□
 辻番所修□
 此方樣御□
 是又御便次□
 一 是度御飛脚□
 嘉山作右衛門并□
 鍵持御貸□
 道中六日經□
 渡切^二相渡□

【史料3d】

一 御所
 二 御所
 三 御所
 四 御所
 五 御所
 六 御所
 七 御所
 八 御所
 九 御所
 十 御所

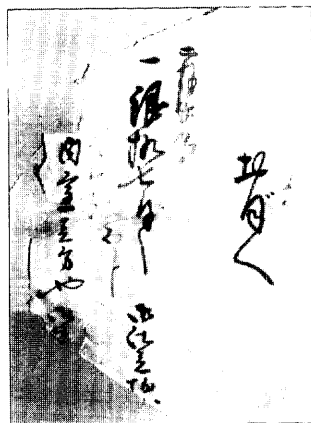
不被差越候共□
 間違可被差□
 御積^{帳を以}□
 先達^申□^入□
 殿樣御火燵□
 老奴^{申遣候}□
 其許被見違□
 被差下候御入□
 拾貳匁八分相□
 老奴^{申入候処}□
 八分相増候間□
 八分後便之□
 一 貳兩貳分□

おほへ

二月廿九日
一 銀拾七匁 御仕立物
五分

五月十七日
〔内宣卷方也御〕

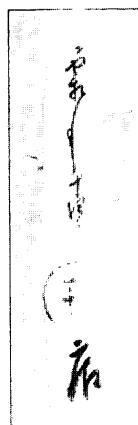
■は判読できない文字
(以下同)



【史料4】

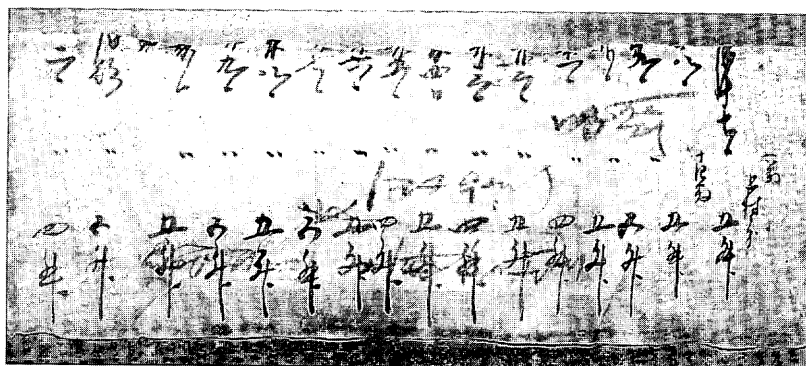
霜月十四日

①千店



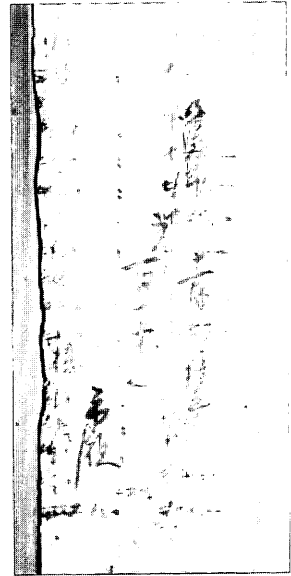
【史料5】

【史料6 a】



□ 二日	□ 月朔日	□ 卅日	□ 廿九日	□ 廿八日	□ 廿七日	□ 廿六日	□ 廿五日	□ 廿四日	□ 廿三日	□ 廿二日	□ 廿一日	□ 廿日	□ 十九日	□ 十八日	□ 月十七日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	十四番	六番
四升	五升	五升	五升	五升	五升	五升	四升	五升	四升	五升	四升	五升	五升	五升	上村分

【史料6b】



明治五申年十一月六日仕立
第百十九ばん
市瀬
榎源店

【史料7】



鹿翁機は織仕立
鹿■は織仕立
□木綿は織仕立
小□

【史料8】



座光寺

【史料9】



手習 雙紙
天保十五年辰正月二日

〔注〕

- (1) 田良島哲「襖・屏風の下張文書——その伝来と史料的价值をめぐって——」、『MUSEUM』四七四号、東京国立博物館、一九九〇年。
- (2) 松井輝昭「下張り文書の保存と地域史研究」、『記録と史料』二号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、一九九一年。同「屏風の下張文書の復元について——江戸時代前期の広島藩の藩庁関係文書——」、『広島県立文書館紀要』三号、広島県立文書館、一九九四年。
- (3) 泉雅博「北からの便り——酒屋嘉兵衛書状の紹介——」、『歴史と民俗』一一号、神奈川大学日本常民文化研究所、一九九四年。同じ奥能登の屏風下張文書を使って近世の書籍流通を解明しようと試みた橋川俊忠の研究もある（「近世能登・加賀に流通した書籍」、『歴史と民俗』一六号、二〇〇〇年）。
- (4) 神山知徳「下張り文書の整理について——茨城県牛久市本橋家文書の整理から——」、『記録と史料』五号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、一九九四年。同「城中・杉浦家の襖下張文書——日記の接合作業をとおして——」、『牛久市史研究』五号、牛久市、一九九五年。新井勉・大関久美子「襖・下張文書——解体作業への案内——」、『牛久市史研究』六号、牛久市、一九九六年。その他、中村裕生「川上広文堂襖下張文書について」、『藤沢市文書館紀要』二〇号、藤沢市文書館、一九九七年。
- (5) この襖裏張文書については、すでに『アエラムック 民俗学がわかる』（朝日新聞社、一九九七年）において、概要を紹介している。
- (6) 『長野県の地名』平凡社。
- (7) 『日本史大事典』平凡社。
- (8) 『長野県史 近世史料編 第四卷（二）南信地方』一一三三号文書、長野県、一九八二年。
- (9) 小林郊人編『下伊那医業史』甲陽書房、一九五三年。
- (10) 新店舗落成記念の一九七五年一月に発行された同店の記念誌による。
- (11) 木下氏は職人として働いていたそうで、いわゆる売り子ではない。
- (12) 「市瀬」と書かれた断簡文書の文字が、一八七二（明治五）年生まれ、澤村屋主人文三郎氏の弟の英三氏の字によく似ているという（店の現経営者市瀬道子氏の話と一致）。文三郎氏の子息謙三氏がかつて英三氏の文字を一生懸命まねて「市瀬」の文字を書いていたということからすると、英三氏も古い書き方をまねたのかもしれない。